

現場代理人及び技術者制度に係る注意事項

現場代理人及び建設業法に規定する技術者制度の中で、質問が多かった事項について参考になる点をまとめましたのでご利用ください。

なお、建設業法に基づく技術者については、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」及び東北地方整備局「建設業法令遵守ハンドブック【ポイント編】」または各地方整備局の建設業法Q & Aを参照ください。

Q1 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件について

現場代理人は、建設業法で定められた制度ではなく、工事請負約款で定められている制度です。特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であることが必要です。

また、現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか契約の一部の権限を除く、受注者の契約の一切の権限行使すると定められています。（福島市水道局工事請負契約約款参照）

(2) 現場代理人の兼任について

随意契約の場合や、一定の条件を満たす場合には、福島市水道局発注の建設工事（緊急修繕工事を除く）に限り、他の工事現場の現場代理人と合計2件まで兼任できます。詳しくは「現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領」をご覧ください。

Q2 主任技術者について

(1) 主任技術者の資格要件について

建設業法で、建設工事の許可業者であれば、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に係わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならぬと定められています。

また、主任技術者については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が入札（見積合せ）執行日以前に3か月以上必要とされています。

主任技術者には、一級、二級の国家資格者、実務経験者がなることができます。

(2) 主任技術者の専任について

建設業法で「公共性のある工作物に関する重要な建設工事」で、工事一件の請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上のものについては、

工事の安全かつ適正な施工を確保するために、配置される主任技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならないと定められています。

(3) 主任技術者の兼任について

専任の主任技術者の配置が求められていない工事同士であれば、主任技術者を兼任することができます。

また、専任の主任技術者の配置が求められている工事であっても、一定の要件を満たすことで、2件まで兼任することができます。詳しくは「現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領」をご覧ください。

Q3 監理技術者について

(1) 監理技術者の資格要件について

建設業法で発注者から直接工事を請け負った（元請）うちの5,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上を下請契約して施工する場合、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければならないと定められております。

また、監理技術者については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が入札（見積合せ）執行日以前に3か月以上必要とされています。

監理技術者には、一級国家資格者等がなることができます。

(2) 監理技術者の専任について

建設業法で「公共性のある工作物に関する重要な建設工事」で、工事一件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、配置される監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならないと定められています。

(3) 監理技術者の専任について

専任の監理技術者の配置が求められていない工事同士であれば兼任は可能とされています。

但し、専任の監理技術者の配置が求められている福島市水道局発注の建設工事であっても、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結された場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一つの工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができ

ます。

Q4 営業所における専任の技術者について

(1) 営業所における専任の技術者について

建設業法で建設業の許可を受けるためには、その営業所ごとに専任の技術者を配置することとされています。

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門的な知識が必要になります。

建設業に関する営業（後方の検討、注文者への技術的な説明、見積、入札、工事請負契約締結等）は各営業所で行われることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格または経験を有した者（専任技術者）を設置することが必要です。

営業所における専任の技術者は、許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるかによって、また許可を受けようとする建設業の種類により、それぞれ必要な資格等が異なります。

また、営業所における専任の技術者は、建設業に関する営業を行い、営業所ごとに専任の者を配置するとされており、所属の営業所に常駐していることが原則です。

Q5 現場代理人、主任技術者、監理技術者、営業所における専任の技術者の関係性について

(1) 現場代理人と主任技術者の兼務

福島市水道局請負契約約款により、同一工事請負契約であれば兼任は認められています。専任が求められる工事の主任技術者でも兼務可能です。

(2) 現場代理人と管理技術者の兼務

福島市水道局請負契約約款により、同一工事請負契約であれば兼任は認められています。専任が求められる工事の監理技術者でも兼務可能です。

(3) 現場代理人と営業所における専任の技術者の兼務

両者とも工事の現場、所属の営業所にそれぞれ常駐していることが原則であるため、兼務はできません。例外的に認める規定もありません。

(4) 主任技術者と営業所における専任の技術者の兼務

営業所における専任の技術者は、前述のとおり、所属営業所に常勤していること

が原則ですが、例外的に、次のいずれかに該当する場合には、兼務することができます。なお、ア～ウの併用はできません。

ア　主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

→当該営業所で契約締結した建設工事であり、次の要件のいずれにも該当する場合

(ア) 請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。

(イ) 建設工事の営業所から当該工事現場の距離が、同一の現場代理人がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

(ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3次以内であるということ。

(エ) 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

(オ) 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

(カ) 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。

(キ) 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

(ク) 工事現場の数が1を超えないこと。

イ　主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

→次の要件のいずれにも該当する場合

(ア) 当該営業所で契約締結した建設工事であること

(イ) 当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場であること（当該営業所と工事現場の間隔が10km程度）

(ウ) 当該営業所と常時連絡が取れる状態で、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

ウ　主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（イ以外の場合）

→アの要件を全て満たす場合

(5) 監理技術者と営業所における専任の技術者の兼務

営業所における専任の技術者は、前述のとおり、所属営業所に常勤していることが原則ですが、例外的に、技術者の専任性が求められない工事であって、次の要件をすべて満たす場合には、兼務することができます。なお、ア～ウの併用はできません。

ア 主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

→当該営業所で契約締結した建設工事であり、次の要件のいずれにも該当する場合
(ア) 請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。

(イ) 建設工事の営業所から当該工事現場の距離が、同一の現場代理人がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

(ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3次以内であるということ。

(エ) 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

(オ) 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

(カ) 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。

(キ) 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

(ク) 工事現場の数が1を超えないこと。

イ 主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

→次の要件のいずれにも該当する場合

(ア) 当該営業所で契約締結した建設工事であること

(イ) 当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場であること（当該営業所と工事現場の間隔が10km程度）

(ウ) 当該営業所と常時連絡が取れる状態で、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

ウ 主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（イ以外の場合）

→アの要件を全て満たす場合

Q 6 業務委託の業務担当者（主任技術者）と現場代理人、主任技術者、監理技術者、営業所における専任の技術者の関係性について

（1）業務委託の業務委託担当者（主任技術者）と現場代理人の兼務について

現場代理人の制度は、福島市水道局工事請負契約約款によって定められたもので同一工事請負契約であれば主任技術者、監理技術者との兼務を認めていますが、業務委託の業務担当者（主任技術者）との兼務は認めていませんので兼務はできません。

また、工事における現場代理人の常駐義務緩和拡大等は現場代理人と他の工事現場における現場代理人の兼務を認めた制度であるため、業務委託の業務担当者（主任技術者）は該当しません。

（2）業務委託の業務担当者（主任技術者）と主任技術者、監理技術者、営業所における専任の技術者の兼務について

主任技術者、監理技術者、営業所における専任の技術者は建設業法に規定された制度であり、建設業法の適用がない業務委託の業務担当者（主任技術者）と兼務することはできません。

Q 7 現場代理人等（主任技術者、監理技術者）の変更について

（1）現場代理人等（主任技術者、監理技術者）の変更ができる場合

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、現場代理人等の変更は必要最小限とする必要があり、変更が認められる場合として現場代理人等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない理由以外変更は認められません。

なお、現場代理人等の変更が必要になった場合には、水道総務課までご相談ください。